



### 村民憲章

- ◆ 心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆ 個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆ 力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆ 水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

# お知らせ版

# 広報

# たきざわ

平成19年

7月15日号

No.707

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517  
○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

## 滝沢村に必要な人物像!

今、地方自治体の経営は非常に厳しい状況におかれ、財政破綻する自治体が多数出てくることも想定されています。滝沢村は、当分の間合併せず単独で歩む道を選択しましたが、決して財政に余裕があるわけではありません。今後険しい道のりを乗り越えていかなければなりません。国では公務員制度改革が行われ、公務員がこれまで言われてきたような安定した職業ではなくなってきました。

村では、数年前からこうした事態を想定しさまざまな改革に取り組んできました。仕事の仕方も「これまで通りの仕事をこれまで通りの方法でこなしていく」ことから、「住民の声に耳を傾け、職員同士がよく話し合い、これまで通りのやり方を変えていく」といった形に変わってきました。

「公務員として自ら考え、自ら行動できる人」「常に創意工夫しながら仕事に取り組める人」「他の職員とコミュニケーションを取れる人」を求めています。

## 一般行政職と身体障害者を対象に村職員の採用試験を行います

村では平成20年度採用候補者を決めるための採用試験を行います。採用予定人員は一般行政職と身体障害者、それぞれ若干人です。幸せ地域社会の実現に向け、あなたもその一翼を担いませんか。

- 受験資格
  - 一般行政職初級事務
    - 昭和五十四年四月二日から平成二十四年四月一日までに生まれた人(学歴・性別不問)
  - 身体障害者対象初級事務
    - 昭和五十二年四月二日から平成二十四年四月一日までに生まれた人で、次のすべての要件を満たす人(学歴・性別不問)
      - ・自力で通勤ができ、介護者なしに事務職として職務の遂行が可能な人
      - ・身体障害者手帳の交付を受け、活字印刷文による出題と口頭による人物試験(個別面接)に対応できる人
- 受付期間
  - 七月十七日(火)～八月十五日(水)の午前八時半から午後五時まで受け付けます(土・日曜日を除く)
  - ※郵送の場合は、八月十三日

- 試験会場
  - 岩手大学(盛岡市上田)
  - 一次試験内容
    - 教養試験(高校卒業程度程度の一般的知識・知能について択一式の筆記試験)
    - 作文試験(文章による表現力・構成力などをみるための試験)
    - 事務適性検査(職員としての適応性を、正確さ・迅速さなどの作業能力の面からみるためのもの)
  - 問い合わせ
    - 詳しくは、村のホームページを閲覧いただくか、総務課(内線332)に問い合わせください。
- 試験開始
  - 二次試験は一般行政職初級事務については十月中旬、身体障害者対象初級事務は十一月上旬を予定しています。三次試験(一般行政職だけ)は十一月上旬を予定しています。
- 試験日
  - 一次試験
    - 九月十六日(日) 午前十時
  - 二次試験
    - 十月十日(日) 午前十時
  - 三次試験
    - 十一月十日(日) 午前十時
- 試験内容
  - (月)までの消印のあるもの限り受け付けます。
  - 受験申込用紙の請求
    - 申込用紙は、総務課か村東部・北部出張所で交付します。郵便で申込用紙の交付を請求する場合は、事前に総務課に問い合わせください。

## 埋蔵文化財センターで夏のワクワク体験

- 期日
  - 七月三十一日(火)～八月十二日(日)、十八日(土)、十九日(日)、受付時間は午前九時～午前十一時
  - 八月四日(土)と六日(月)は休みます。
- 内容
  - ※( )内の金額は材料代です。
  - ①勾玉(かぎたま)を作ろう
    - 滑石の勾玉(三百円)、琥珀の勾玉(七百五十円)、寿山石の勾玉(四百五十円)、青田石の勾玉(五百円)
  - ②土器を作ろう
    - 土器(二百円)、埴輪(はなはら)三百円)
  - ③「石」のお守り作り(三百円)
  - ④アケセサリ作り
  - 腕輪(三百五十円)、首飾り(三百五十円)、琥珀の首飾り(千円)、縄文玉(百円)
  - ⑤恐竜発掘体験(千二百円)
  - その他
    - 事前予約は不要です。当日受け付けます。
    - 大人は入館料二百五十円(冷房使用の場合は三百七十円)が必要です。(幼児から高校生は無料)
  - 問い合わせ
    - 村埋蔵文化財センター(☎694・9001)

◎滝沢村は「地球環境の保全と環境にやさしい村づくり」を宣言しています◎

再生紙使用

## 第3日曜日は家庭の日 早寝、早起き、朝ご飯

(社)岩手県青少年育成県民会議では「みんなで取り組む青少年育成県民運動」の一環として、昨年度、毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」に制定し、心豊かで自立した「いわてっ子」をはぐくむための取り組みを呼び掛けています。

家庭や家族の触れ合いや団らんは、子どもたちにとって心の安らぎの場であるとともに人間性の基礎を培う大切な場です。「早寝・早起き・朝ご飯」「家族そろって食事会」など、いろいろなテーマを決めて明るい家庭づくりに取り組んでみましょう。

### ▶問い合わせ

岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課(☎629-5346)、村生涯学習課青少年担当(内線345)

## 食生活改善推進員養成 講座の参加者を募集中

食生活を中心に家庭や地域で健康づくりを推進する食生活改善推進員の養成講座を開催します。地域で活動していただける意欲のある皆さんの参加をお待ちしています。

### ▶日程

9月5日～平成20年2月13日、月1回水曜日に開催(全6回)

### ▶時間

おおむね午前10時～午後3時

### ▶会場

村老人福祉センターなど

### ▶対象

村内にお住まいの女性20人程度(原則、全日程参加できる人)

### ▶参加費用

無料(資料代など実費の場合あり)

### ▶内容

講義や調理実習中心

### ▶申し込み・問い合わせ

8月24日(金)までに健康推進課(内線144)に申し込みください。

## 男性のための料理教室 お気軽に参加ください

元気で暮らしていくためには、毎日の食生活が大切です。主食と主菜、副菜の基本的な料理を実際に作ります。

### ▶期 日

8月9日(木)  
午前10時～午後1時半

### ▶会 場

村老人福祉センター2階和室

### ▶対 象

村内在住の男性20人程度(先着順)

### ▶内 容

簡単な講話と調理実習

## 補助金の公募制度の受け付けを開始します

村では昨年度から、住民の皆さんが考える「みんなのために行う事業、みんなのためになる事業」をできるだけ多く実現させるために、村の補助金を活用して行われる事業を対象に公募制度を実施しています。本年度も平成20年度に補助事業の実施を予定している団体を対象に公募制度を実施します。

ただし平成19年度から21年度までの3年間、村の補助金交付対象事業として採択を受けた団体を除きます。

公募制度に応募いただいた後は、学識経験者などで組織する第三者機関(村補助金等審議会)で公益性や効果などの審査を行います。審査の結果を踏まえ村長が補助金交付対象事業の採択・不採択を決定し、その結果を年度内に各応募団体あてに通知します。

### ■応募資格

- (1) 村内に在住か在勤、在学する者
- (2) 村内に在住か在勤、在学する者で構成され、活動拠点の事務所が村内にある団体など

### ■応募期間

8月1日(水)～8月31日(金)、時間は午前8時半～午後5時(土・日曜日を除く)

### ■応募方法

財務課が各補助金を所管する担当課で配布する所定の書類に必要事項を記入し、担当課に提出してください。

※災害などの特別な事由を理由にする場合や、国や県の補助制度を伴う場合などは、村が補助事業者者に代わって報告することになります。公募制度の対象になるか否かについては財務課に問い合わせの上、応募してください。

### ■問い合わせ 財務課(内線387)

### ▶指導者

村食生活改善推進員

### ▶参加費用

テキスト代実費315円

### ▶持ち物

米1/2カップ、エプロン、三角巾

### ▶申し込み・問い合わせ

8月3日(金)までに健康推進課(内線143、144)に申し込みください。

## 村営水道の漏水調査にご協力をお願いします

上下水道部水道課では水資源を有効利用するため漏水調査を行います。道路や宅地内を調査するため、各戸の敷地内(メータ付近)に立ち入らせていただきます。該当する皆さんにはご協力をお願いします。

なお調査作業(漏水調査受託業者)は村発行の身分証明書(写真入り)を携帯しています。もし不審だと思われた場合は、身分証明書の提示を求めています。※この調査に関して、立ち会いと費用の負担はありません。

### ▶実施期間

7月上旬～20年2月下旬

### ▶調査対象地区

村上水道給水区域内

### ▶問い合わせ

水道課(内線512)

## お産を迎える皆さんへ マタニティクラブ開催

### ▶日時・内容

8月28日(火)午前9時40分～午前9時55分受け付け、午前10時から「お

産のリハーサル(助産師のお話)」、午前11時から「ぶくちゃん広場(おもちゃ作りなど)」

※全2回、1回目だけの参加も可

### ▶場 所

南菓子保育園子育て支援センター(南菓子保育園内)

### ▶対 象

妊婦(お子さまをお連れの場合は申し込みの際にお話してください)

### ▶持ち物

母子健康手帳

### ▶申し込み・問い合わせ

8月22日(水)までに南菓子保育園子育て支援センターに申し込みください。(☎688-7718)

## 懲戒処分公表

滝沢村では村職員の懲戒処分(免職や停職、減給、戒告)を行った場合、公務員倫理の確立と綱紀の保持の、より一層の徹底を図るため、処分内容を公表しています。

このたび、下記の通り職員の懲戒処分を行いましたので、これを公表するとともに、今後とも職員の指導などに努めてまいります。

滝沢村長 柳 村 典 秀

### ◎被処分者

主査、39歳、男

### ◎処分内容

懲戒処分、減給1カ月、10分の1

### ◎処分年月日

平成19年7月5日

### ◎事実の概要

・支出業務に係る不適切な事務処理

・信用失墜行為(支払遅延)



## 青少年の健全育成願い 県民運動を実施中です

青少年が次代の担い手として、より健やかに・心豊かに成長することはわたしたちの願いです。内閣府では7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」とし、県でも7月と8月を「県民運動」として青少年の健全育成運動を呼び掛ける啓発活動を集中的に展開します。

村も運動に呼応し、皆さんに理解していただくために村内各公共施設などに関係チラシを設置します。ご理解とご協力をお願いします。

### ▶問い合わせ

生涯学習課青少年対策担当（内線 345）

## 危険物取扱者保安講習 申し込みは消防協会へ

### ▶受講義務者

平成16年4月1日～17年3月31日に甲種、乙種または丙種危険物取扱者免状を取得したか危険物取扱者保安講習を受講した人で、危険物製造所などで危険物の取り扱い作業に従事している人。（17年度と18年度の保安講習受講者を除く）

### ▶講習の種類

「①給油取扱所」「②石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所の危険物施設」「①と②以外の危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）」で危険物の取り扱い作業に従事する危険物取扱者を対象にした保安講習です。

▶受付期限 8月1日（水）まで

### ▶申し込み手続き

受講申請書は（財）岩手県消防協会や各消防本部、消防署、消防分署などで配布します。必要事項を記載し同協会に提出するか郵送してください。

## 65歳以上の皆さん、介護保険料は忘れずに納めましょう

介護保険制度は介護が必要になったときに安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていく制度です。皆さんに納めていただく介護保険料は制度を支える大切な財源です。忘れずに納めましょう。

### ■保険料の納めかた

年金からの天引き（特別徴収）と納付書による納付（普通徴収）の2通りがあります。どちらの納付方法になるのかは年金の年間受給額で決まり、18万円以上は特別徴収、18万円未満は普通徴収になります。

ただし平成19年4月1日以降に65歳になった人や転入した人などは、いったん普通徴収になります。本人の希望で選択することはできません。

### ■納付が難しいときはまず相談を

災害や所得の減少など特別な事情がある人は、保険料の納付の猶予や減免を受けられる場合があります。また平成19年度の所得段階が第2段階と第3段階の人は、世帯の収入などによって減免を受けられる場合がありますので気軽に早めに相談してください。

■問い合わせ 高齢者支援課（内線 135、133）

## 村道茨島土沢線の道路工事をを行います



ゆとりが丘北側にある市兵衛川に架けた橋（土沢橋）から、県道盛岡環状線までの一部区間について道路工事をを行います。工事期間中は大型車両の通行や片側交互通行などの規制のため、皆さんにご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また高速道路の側道の7月中旬～8月上旬の午前9時～午後4時の間通り抜けができなくなります。工事看板や誘導員の指示に従ってください。

■期間 平成19年10月31日まで

■問い合わせ 道路課（内線 242）

### ▶問い合わせ

詳しくは岩手県消防協会（〒020-0021 盛岡市中央通三丁目7番22号 ☎654-3991）か岩手県総合防災室 保安係（☎629-5556）にお問い合わせください。

## 陸大学第4回教養講座 どなたも受講できます

▶日時 8月10日（金）

午後1時～午後2時45分

▶場所 村公民館ホール

### ▶内容

野の草花染め「彩」主宰・安部智穂氏による講話「たいまぐらの大自然と共に」

### ▶問い合わせ

村老人福祉センター（☎684-2233）

## 広域都市計画変更素案 縦覧と説明会など開催

盛岡広域都市計画の変更素案の縦覧と説明会を実施します。素案に意見がある場合は、8月17日（金）までに意見書を出すことができます。

### ▶都市計画の内容

盛岡広域都市計画地区計画の変更

①土沢地区 ②菓子富士見地区 ③菓子工業地区

### ▶変更の内容

今回の変更は主に建築基準法の改正に伴う計画書の表記の変更です。

### ▶縦覧日時・場所

7月27日（金）～8月10日（金）、午前8時半～午後5時（土・日曜日を除く）、村都市計画課

### ▶説明会日時・場所

7月27日（金）午後6時半～、村役場2階2-1会議室

▶問い合わせ 村都市計画課（内線 226）

## あすみのクリニックで 子どもの病気の講演会

あすみのクリニック医学講演会（無料）を開催します。

▶日時 7月22日（日）

午前10時～午前11時半

▶場所 あすみのクリニック2階

※ご来場の際はクリニック西側（岩手山側）入り口を利用してください。

### ▶内容

水野大岩手医科大学小児外科准教授の講演「すぐに役立つ子どもの病気の話」

### ▶問い合わせ

あすみのクリニック（☎688-6566）

## 無責任な餌付けはしないで！

「かわいい」「かわいそう」だからといって野鳥や野良猫に餌を与えると、残り餌の悪臭、フン尿被害、庭荒し、自然繁殖などで周辺にお住まいの皆さんに大変な迷惑を掛けてしまいます。

野鳥への餌づけや、責任を持って飼う意思のないイヌやネコへの餌やりはやめましょう。

■問い合わせ 環境課（内線 275）

# 国民健康保険一口メモ

## 不用品あっせんコーナー

### 《提供します》

- ゆかたの生地（盛岡さんさ踊り用） 1反
- 花がさ（盛岡さんさ踊り用） 1個
- 太鼓（盛岡さんさ踊り用・大人用・パチ2本付き） 1個
- 洗濯機（二層式・2001年製） 1台

◎このコーナーは、家庭で不用となった物品を必要とする人に無償で提供することにより、物を大事に使うことの意識の向上、ごみの減量化、資源化を図り資源循環型社会を目指すことを目的としています。

**【対象物品】**衣類、家電製品など、その他（破損などがなく、十分使用に耐えうるものであること）

**【除外品】**ペット、自動車、バイク、食品、衛生用品

■問い合わせ 環境課(内線 275)

## みのりホームで夕涼み会 お気軽にお越しください

### ■日 時

8月4日（土） 午後4時～午後7時

### ■場 所

みのりホーム  
(村北部コミュニティーセンター隣り)

### ■内 容

歌や踊り、地元の農産物の販売、バザー、みのりホームのケーキの販売など

### ■問い合わせ

知的障害者授産施設（通所）みのりホーム ☎694 - 3003

## 防衛省で来年度採用する 自衛官・学生募集します

### ■募集種目・受験資格

- ①2等陸・海・空士 18歳以上27歳未満、
- ②一般曹候補生 18歳以上27歳未満、③航空学生 高卒（見込み含む）21歳未満、
- ④看護学生 高卒（見込み含む）24歳未満、
- ⑤防衛大学校学生 高卒（見込み含む）21歳未満、⑥防衛医科大学校学生 高卒（見込み含む）21歳未満、⑦自衛隊生徒 中卒（見込み含む）17歳未満の男子

### ■受付期間

①～③は8月1日～9月7日、④～⑥は9月7日～9月28日、⑦は11月1日～20年1月8日

### ■問い合わせ

試験日など詳しくは、自衛隊岩手地方連絡部盛岡募集案内所 ☎641 - 5191)に問い合わせください。

## 国保の届け出はお済みですか

新しい職場に就職が決まったり、今までの会社を退職したりした場合など、加入している健康保険が変わった時には14日以内に届け出をお願いします。

### 退職などで職場の健康保険を辞めたとき (任意継続の資格がなくなったとき)

退職などで、引き続きほかの健康保険に加入する予定がないときは、健康保険の資格喪失日から村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりしますので、お早めに届け出ください。

### ◎国保に加入する届け出に必要なもの

- ・前の健康保険を抜けた日付の分かる証明書（離職票や資格喪失証明書）
- ・印鑑
- ・年金受給者の人は年金証書

就職などで職場の健康保険に加入したとき  
(職場の健康保険に扶養家族として加入したとき)

村の国保に加入している人がほかの健康保険に加入したときは、国保から抜ける届け出が必要になります。

届け出が遅れると、国保税が課税されたままになってしまいます。また、うっかり国保の保険証で受診してしまうと、国保で負担した医療費を後で返さなければなりませんのでご注意ください。

### ◎国保から抜ける届け出に必要なもの

- ・新しい保険証
- ・新しい健康保険に加入した日付の分かる証明書  
(保険証に被保険者、被扶養者の資格取得認定日が記載されている場合は不要です)
- ・国保の保険証
- ・印鑑



### ■問い合わせ

保険年金課（内線 127、128、129）

# 国民年金 の コーナー

## 保険料の納付が困難なとき

国民年金の保険料は月額 14,100円（平成19年度）ですが、収入が少ない場合（本人や配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下）や失業、倒産、事業の廃止、天災などで納付が困難な皆さんのために、保険料の免除や3段階の一部納付（一部免除）制度があります。

国民年金（基礎年金）の給付は3分の1（将来は2分の1）が国庫負担で賄われているため、保険料が免除された期間は老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

また万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。

免除や猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくならないように10年以内に納付（追納）することもできます。

ただし一部納付制度は、納付しなければならない一部保険料が未納となったときは、一部免除が無効になり老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほかにも、就職が困難、失業などで収入が少なく納付が困難な30歳未満の人には「若年者納付猶予制度」が、大学や短大、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生には「学生納付特例制度」もあります。

いずれも申請が必要です。納付が困難な場合は未納のまま放置せずにご相談ください。

### ■問い合わせ 保険年金課（内線 148）

## 国民年金相談会を開催します

年金の加入手続きや保険料の納付相談、裁定請求相談などのほかに、ご自分の年金の加入記録や納付状況などを確認することもできます。

この機会にどうぞご利用ください。

### ◎開催日時

7月26日（木）  
午前10時～午後4時半

### ◎場 所 村公民館2階 視聴覚室

### ◎相談員 盛岡社会保険事務所職員

※お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参してください。